

令和7年度前期選抜募集要項

福島県立白河実業高等学校

所在地 〒961-0822 福島県白河市瀬戸原6の1

電話 0248 (24) 1176

1 アドミッション・ポリシー

白河実業高等学校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 工業や商業の分野に興味・関心を持ち、専門的な知識と高度な技術の習得に努力し、将来、地域産業の中核となって地域社会の発展を支える意欲のある生徒
- (2) 高校生活に明確な目標を持ち、学習以外にも部活動や資格取得、ボランティア活動等に意欲的に取り組む生徒
- (3) 多様な人々との繋がりを大切にし、他者と協働しながら目標達成に向けて弛まぬ努力を継続できる生徒

2 募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	備考
全日制	工業	機械科	80	①特色選抜における募集定員は、各小学科の募集定員の50%程度とする。 ②一般選抜における募集定員は、募集定員から特色選抜及び連携型選抜の合格者を除いた数とする。 ③通学区域の制限はなく、県下一円で
		電気科	40	
		電子科	40	
		建築科	40	
	商業	情報ビジネス科	40	

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、令和7年3月に東白川郡塙町立塙中学校を卒業する見込みの者は、電気科・建築科・情報ビジネス科の特色選抜へ出願することは可能であるが、機械科・電子科の特色選抜へ出願することはできない。また、連携型選抜に出願する者は、特色選抜に出願することはできない。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。
- (2) 志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (3) 特色選抜の出願は、本校の1小学科に限るものとし、第二志望は認めない。
- (4) 一般選抜の出願において、工業に関する学科を志願する者については、当該学科に属する小学科間において第二志望までの併願を認める。商業科への併願は認めない。

6 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とする。必要額(460円)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（福島県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書

ただし、平成31年3月末までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 特色選抜志願理由書（本校ホームページよりA型、B型ともに片面印刷したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記（1）以外の者

- ① 入学願書（上記（1）①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（上記（1）③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額(460円)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。
郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記7に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

- 志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、祝日は受け付けない。
- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という。)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた場合、本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
 - (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願の特例措置

県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記9の(2)を準用する。

14 選抜方法・選抜資料

- (1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)、特色検査(実技)の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

○志願してほしい生徒

本校は、機械科、電気科、電子科、建築科、情報ビジネス科からなる、白河地区唯一の専門高校である。それぞれの学科において学んだ知識や技術を生かし、将来的に地域社会の発展に貢献できるプロフェSSIONナルの育成を目指している。また、知識・技術の習得だけにとどまらず、校訓である「勤勉・至誠・創成」を理解して向上できる生徒を求めている。

【各科が求める生徒像】

機械科	<ul style="list-style-type: none">ものづくりに興味・関心があり、機械に関する専門的な技術・技能の習得、及び資格取得に意欲的に取り組む者将来、機械関連分野への就職や進学をしたいという希望を持っている者
電気科	<ul style="list-style-type: none">電気の分野に興味・関心があり、専門的な知識・技術・技能の習得に意欲的に取り組む者ものづくりや実践的・体験的な学習活動を通じて、将来、地域や社会の発展に主体的に貢献できる者
電子科	<ul style="list-style-type: none">電子分野に興味・関心があり、専門的な知識・技術の習得に意欲的に取り組む者ものづくりや資格取得に意欲的であり、将来、電子分野の技術者を目指す者
建築科	<ul style="list-style-type: none">建築に関する興味・関心があり、学ぶ意欲が強い者ものづくりや資格取得に関心を持ち、将来、建築分野の技術者を目指す者
情報ビジネス科	<ul style="list-style-type: none">商業に興味・関心があり、会計分野やビジネス情報分野の専門的知識を身に付けたい者商業に関する各種検定試験や、高度な資格取得に積極的に取り組む者

○特色選抜の型

- ・ A型（学 業） 科学技術や産業技術等、工業や商業の専門知識の習得に興味・関心があり、学習活動や各種の資格取得に対して意欲的に取り組む意志が強く、努力を継続できる者。学びを深める為に進学を目指す意志の強い者。
- ・ B型（部活動） 運動や文化的な活動において優れた実績や資質を有し、入学後も継続して活動することを確約できる者。また、部活動と学業との両立ができる者。なお、出願できる部活動（種目）は次のとおりである。（自転車競技の場合は、未経験者でも出願できる。）

○出願できる部活動（特色選抜B型）

野球	バスケットボール	サッカー	バレーボール	男子のみ
自転車競技	バドミントン	柔道	剣道	卓球
ソフトテニス	水泳（競泳・水球）			男女

○特色選抜B型特色検査（実技）の持参物等について

志願できる部活動の検査項目及び持参物	
運動部	<p>(1) 検査項目</p> <p>①運動部志願者に対しては、共通の身体能力検査を体育館で行う。</p> <p>②各部ごとの実技に関しては、種目に特化した各種技能を検査する。</p> <p>(2) 持参物</p> <p>①共通の身体能力検査を行うので運動できる服装（ジャージ等）と体育館シューズ（各部の指定する体育館用シューズでも可）を必ず持参する。</p> <p>②各部ごとの実技に関しては、種目に特化した各種技能を検査しますので下記の指定持参物を用意する。</p> <p>(3) その他</p> <p>野球、サッカーはグラウンドで行う予定ですが、天候が悪い時には体育館に変更します。また、柔道・剣道は格技場、その他は体育館で行います。</p>

部活名	各部指定持参物	備考
野球	・野球ユニホーム（練習着・体育用ジャージ可） ・グローブ ・スパイクシューズ（雨天時は体育館シューズ）	男子のみ
バスケットボール	・バスケットシューズ（体育館シューズ可）	男子のみ
サッカー	・サッカースパイク（雨天時は体育館シューズ・フットサルシューズ可） ・レガース ・ストッキング ・キーパーグローブ（キーパーのみ）	男子のみ
バレーボール	・バレーボールシューズ（体育館シューズ可）	男子のみ
自転車競技	・競技用パンツ（ハーフパンツ可） ・競技用シューズ（体育館シューズ可）	男女可
バドミントン	・バドミントンウェア（体育用ジャージ可） ・バドミントンラケット ・バドミントンシューズ（体育館シューズ可）	男女可
柔道	・柔道着	男女可
剣道	・剣道防具一式 ・竹刀	男女可
卓球	・卓球ラケット ・卓球用シューズ（体育館シューズ可）	男女可
ソフトテニス	・体育館シューズ ・ソフトテニス用ラケット	男女可
水泳 （競泳・水球）	・運動できる服装（ジャージ等） ・体育館シューズ	男女可

○特色選抜 選抜資料

学力検査	5教科を実施し、合計250点満点とする。
特色選抜 志願理由書	A型については、本学科を志願する理由及び中学校生活で力を入れて取り組んだこと、高校卒業後の進路目標等について本人が記入する。 B型については、本学科を志願する理由及び入学後の部活動目標、出場大会名及び成績等について本人が記入する。なお、出場大会名は、調査書と同じとする。
調査書	「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施する。 【A型】375点満点 国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科について3倍、その他の教科を2倍して345点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは30点満点とする。 【B型】330点満点 すべての教科を2倍して270点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは60点満点とする。
特色面接	A型、B型ともに個人面接を実施し、面接については、段階評価とする。
特色検査	B型のみ、実技を実施し、60点満点とする。
選抜資料の満点	【A型】625点満点 【B型】640点満点

注) 実技を行う種目の中には、持久力や瞬発力を測るものもあるため、事故防止の観点から、予め医師の診断を受けるなど体調管理には万全を期すこと。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

○一般選抜 選抜資料

学力検査	5教科を実施し、合計250点満点とする。
調査書	「各教科の学習の記録」は195点満点とする。 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが内容を精査する。
一般面接	集団面接を実施する。ただし、特色選抜又は連携型選抜との併願者は特色面接又は連携型面接の実施をもって一般面接とみなす。面接については、段階評価とする。
学力検査と 調査書の 成績の比重	同等とする。

15 特色選抜の学力検査、特色面接、特色検査（実技）及び会場

(1) 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 日時 令和7年3月5日（水）午前9時～午後3時10分
- ③ 日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入室	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 特色選抜A型の特色面接

- ① 日時 令和7年3月6日（木）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
- ② 日程 午前9時～ 個人面接

(3) 特色選抜B型の特色面接及び特色検査

- ① 日時 令和7年3月7日（金）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
- ② 日程 午前9時～ 個人面接 面接終了後に特色検査を行います。

※日程については令和7年2月26日（水）までに**出願生徒の所属する中学校長あてに連絡する。**

(4) 会場 白河実業高等学校

16 一般選抜の学力検査、一般面接及び会場

(1) 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 日時 令和7年3月5日（水）午前9時～午後3時10分
- ③ 日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入室	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 一般面接

- ① 日時 令和7年3月6日（木）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
- ② 日程 午前9時～ 集団面接

(3) 会場 白河実業高等学校

17 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に本校敷地内で発表する。
- (2) 合格者には、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。なお、合格者は、午後1時まで合格通知書等を受領すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 中学校用合格者一覧の提供について
 - ① 日時 令和7年3月14日（金）正午（合格発表後）～16時30分
 - ② 場所 白河実業高等学校 事務室
 - ③ 持参物 依頼文、本人写真が添付された身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）

※本人確認を行った上で、中学校用合格者一覧を厳封した封筒を受領者へ手渡しします。
なお、依頼できるのは、自校の生徒が本校の前期選抜における特色選抜に出願した中学校に限る。

18 追検査等の実施

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Lの12パターンがある。下記の(1)、(2)に追検査等について、開始時間と、各検査の順序（連携型選抜も含む）を記載する。
なお、終了時間については、受験者数の状況による。

(1) 試験の受験状況別追考査一覧

	前期選抜・連携型選抜の受験状況					追検査等	出願状況
	第1日目	第2日目		第3日目			
	学力検査	特色A面接	連携型面接	一般面接	特色B面接・検査		
A	欠席	/	/	受験	/	学力検査	一般選抜のみ
B	欠席	/	/	欠席	/	学力検査 一般面接	
C	受験	/	/	欠席	/	一般面接	
D	欠席	受験	/	/	/	学力検査	特色選抜【A型】のみ または特色選抜【A型】 と一般選抜
E	欠席	欠席	/	/	/	学力検査 特色A面接	
F	受験	欠席	/	/	/	特色A面接	
G	欠席	/	/	/	受験	学力検査	特色選抜【B型】のみ または特色選抜【B型】 と一般選抜
H	欠席	/	/	/	欠席	学力検査 特色B面接、 特色検査	
I	受験	/	/	/	欠席	特色B面接、 特色検査	
J	欠席	/	受験	/	/	学力検査	連携型選抜のみ
K	欠席	/	欠席	/	/	学力検査 連携型面接	一般選抜と連携型選抜
L	受験	/	欠席	/	/	連携型面接	

(2) 令和7年3月11日(火)の日程

※入学者選抜実施要綱による学力検査(追考査)日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
			(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

(3) パターン別(学力検査を受験する場合は、上記の日程を参考にすること)

9:00	14:45	9:00	14:45			
A、 D、 G、 J	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追考査を実施	B	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追考査を実施 一般 面接			
14:30	14:45	9:00	14:45	14:30	14:45	
C	受付 一般 面接	E	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追考査を実施	特色A 面接	F	受付 特色A 面接
9:00	14:45	14:30	14:45			
H	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追考査を実施	特色B 面接	特色検査 (実技)	I	受付 特色B 面接	特色検査 (実技)
9:00	14:45	14:30	14:45			
K	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追考査を実施	連携型 面接	L	受付 特色B 面接	特色検査 (実技)	

- (4) 令和7年3月12日(水)について
受験者数の状況により、学力検査以外の検査等を行う。

19 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮
障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (4) 入学検定料の免除
「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。
- (5) 本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。